

令和 8 年 1 月 2 5 日執行予定

嬉野市長選挙
嬉野市議会議員選挙

出納責任者の手引

嬉野市選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、令和8年1月25日執行予定の嬉野市長選挙及び嬉野市議会議員選挙について、出納責任者が特に心得ておかなければならない事項について説明したものです。

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について、全面的な責任と権限をもっていますので、誤りのない事務処理をお願いします。

《凡例》根拠法令の表現については、次の表現によります。

法 … 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令 … 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

根拠法令の表現は、次の例によります。

(例)	法	164の8	③	-5
	略語	条	項	号

【目次】

第1 出納責任者	1
1 出納責任者の選任及び届出について（法180）	1
2 出納責任者の解任及び辞任（法181）	1
3 出納責任者の異動（法182）	1
4 出納責任者の職務代行（法183）	1
5 届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法184）	2
6 出納責任者の職務	2
第2 選挙運動費用の制限	4
1 選挙運動費用の法定制限額（法194、196、令127）	4
2 選挙運動費用に参入されないもの（法197）	4
第3 報酬及び実費弁償一覧表（法197の2、令129）	6
第4 収支報告書の提出	7
1 提出期限（法189）	7
2 添付書類（法189）	7
第5 収支報告書の記載要領	7
1 収入（法179①）	7
2 支出（法179③）	8
3 費目別記載要領	8
【様式見本】	10

第1 出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うのが出納責任者です。費用についての全面的な責任と権限を持っています。

1 出納責任者の選任及び届出について（法180）

- ・ 出納責任者を選任したときは、ただちに文書で届け出なければなりません。（候補者届出様式集 ）
- ・ 候補者が選任しますが、候補者自身が出納責任者となることもできます。
- ・ 推薦届出の場合は、候補者の承諾を得て、推薦届出者が出納責任者を選任し、あるいは自ら自ら出納責任者となることもできます。
- ・ 出納責任者を選任した者は、法180条第2項の規定により、文書で出納責任者が支出でできる最高額を定め、出納責任者とともに文書に署名押印しなければなりません。様式の見本を巻末に掲載しています。なお、候補者又は推薦届出者が自ら出納責任者となった場合は不要です。

2 出納責任者の解任及び辞任（法181）

- ・ 候補者は、文書で通知することによって出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができますが、この場合は、候補者の承諾を得なければなりません。
- ・ 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、辞任することができます。
- ・ 解任又は辞任した場合は、後任の者に直ちに事務の引継ぎを行わなければなりません。（法190）

3 出納責任者の異動（法182）

出納責任者に異動があったときは、所定の様式により、選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。（候補者届出様式集 ）

4 出納責任者の職務代行（法183）

- ・ 出納責任者に事故があったとき、又は欠けたときは、その選任者が職務を代行しなければなりません。また、推薦届出者による選任の場合に職務を代行すべき推薦届出者に事故等があった場合は、候補者自身が職務を代行することになります。
- ・ 職務代行が開始されたときは、代行者は直ちにその旨を届けなければなりません。職務代行を辞めたときも同様です。

5 届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法 184）

出納責任者（職務代行者を含む）は、選任届出がなされた後でなければ、いかなる名義をもってするとしても、候補者のために寄附を受け又は支出することができません。

6 出納責任者の職務

（1） 会計帳簿の備え付け及び記載（法 185）

会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え付け、選挙運動に関するすべての寄附、その他の収入及び支出を記載しなければなりません。

また、金銭以外のときは、時価に見積もった金額を記載することになります。支出については、一回の支払いのうちの同一費目ごとに分けて記載してください。

※記載にあたっては、「会計帳簿」の収入簿、支出簿の備考及び「会計帳簿の記載例」を参照してください。

（2） 立候補準備のために要した支出の精算（法 187②）

立候補準備のために要した支出で、候補者あるいは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、その就任後直ちに候補者又は支出した者について清算し、会計帳簿に記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

（3） 寄附の明細書の受領（法 186）

- ・ 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載した明細書を提出しなければなりません。
- ・ 候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

（4） 領収書等の徴収（法 188）

出納責任者は、選挙運動に関する全ての支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

※領収書は会計帳簿の 1 項目と対応するよう（1 回の支払いのうち同一費目の合計ごと）に徴してください。

※選挙運動期間中はご多忙を極めるとは思いますが、領収額（収支報告額）には選挙運動に関する支出関係ないものを誤って含まないようにくれぐれもご注意ください。

（5） 出納責任者の支出権限（法 187①）

選挙運動に関する費用は、出納責任者でなければ支出することができません。ただし、立候補準備のために要する支出（例：選挙運動用ポスター、立て札、看板等の作成費用・

選挙運動のための推薦状等の印刷費用・選挙公報、テレビ、ラジオ等の原稿作成費用)、電話及びインターネット利用による選挙運動に要する支出、及び出納責任者の文書による承諾を得た支出は、その限りではありません。

(6) 帳簿及び書類の保存(法191)

出納責任者は、会計帳簿(収入簿と支出簿)、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書の提出の日から3年間保存しなければなりません。

(7) 報告書の調査に関する資料の要求(法193)

法189条の規定による収支報告書の調査に関し、公職の候補者及び関係人に対し、選挙管理委員会から資料の提出を求める場合があります。

(8) 選挙運動に関する収入及び支出の規制違反(法246)

法184条から191条及び193条の規定に違反する行為をした場合は3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

第2 選挙運動費用の制限

1 選挙運動費用の法定制限額（法194、196、令127）

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次の算式によって算出された額であり、選挙期日の告示日に選挙管理委員会が告示します（100円未満は、100円に切り上げ）。

なお、支出金額の制限額は消費税相当額を含んだ額です。

・ 嬉野市長選挙

$$\begin{array}{lcl} \text{法定制限額} & = & \text{人数割額} \times \text{当該選挙区の選挙人名簿登録者数} + \text{固定額} \\ & & (81 \text{ 円}) \qquad \qquad \qquad (310 \text{ 万円}) \end{array}$$

[参考]

直近の令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数（ 20,419 人）で算出した場合
4,754,000 円

・ 嬉野市議会議員選挙

$$\begin{array}{lcl} \text{法定制限額} & = & \text{人数割額} \times \text{当該選挙区の選挙人名簿登録者数} \div \text{議員定数} + \text{固定額} \\ & & (501 \text{ 円}) \qquad \qquad \qquad (16 \text{ 人}) \quad (220 \text{ 万円}) \end{array}$$

[参考]

直近の令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数（ 20,419 人）で算出した場合
2,839,400 円

2 選挙運動費用に参入されないもの（法197）

次に掲げる選挙運動に関する支出は、選挙運動費用とはみなされないことになっています。したがって収支報告書にも記載する必要はありません。

- ・ 供託金
- ・ 立候補準備のためにかかった費用のうち、候補者若しくは出納責任者になった者のした支出又はその者と意思を通じて行った支出以外のもの。
- ・ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてしていない支出。出納責任者の文書による承諾がなくて支出できるのは、電話及びインターネット利用による選挙運動に要した支出のみ。
- ・ 候補者が乗用するバス、自動車等のためにかかった費用（候補者が使用した一切の交通費）。

- ・ 選挙期日後に、選挙運動の残務整理のためにかかった費用。
- ・ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（戸籍抄本、住民票抄本等の交付手数料）。
- ・ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するためにかかった費用（自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手報酬等）。

※ポスター及びビラの作成費と異なり、選挙運動費用に参入する必要はありません。

但し、自動車及び船舶に取り付ける看板などの文書図画にかかった経費は広告費として計上します。

- ・ 確認団体が行う選挙運動のためにかかった費用（市長選挙のみ）。

第3 報酬及び実費弁償一覧表（法197の2、令129）

一般の選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に支給することができる報酬及び実費弁償は、次のとおりです。

区分		報 酬	実費弁償			
			鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給することができない	実費額	1夜につき 23,000円 (食事料2食分を含むため宿泊した場合は、他に2食分の弁当料の弁償をうけることはできない。)	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円	1日につき 1,000円
	使用前に届出をした ①選挙運動のために使用する事務員※1 ②車上運動員※2 ③手話通訳者 ④要約筆記者 使用できる人数の上限 【市長選】1日12人まで (期間を通じて異なる者60人を超えない範囲) 【市議選】1日9人まで (期間を通じて異なる者45人を超えない範囲)	①1人1日につき 15,000円以内 ②・③・④ 1人1日につき 20,000円以内 (超過勤務手当は、支給することができない。)			(弁当を提供した場合は、この弁当料から提供した弁当の実費額を差し引いた額以内を支給する。)	
労務者※3		1人1日につき 10,000円以内 (超過勤務手当は、上記の額の5割以内、弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した場合の実費額を差し引いた額を支給する。)	上記に同じ	1夜につき 20,000円 (食事料は含まない。これは弁当料が支給できない趣旨と同じ。)	支給することができない。 (弁当を提供した場合は、報酬から差し引く。)	支給することができない。 (通常用いる程度の茶菓は提供できる。)

(注1) 支出の限度額及び選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に支給される実費弁償の支給額には、消費税相当額を含みます。

(注2) 実費弁償は、実際に要した額を超えて支給することはできません。

- ※1 選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等、直接人に働きかける行為を行う者は含まれない。
- ※2 いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者。
- ※3 選挙運動を行うことなく、立候補準備及び選挙運動に付随して行う単純な機械的な労務に従事する者。
例：宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転 等

第4 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した「収支報告書」を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

1 提出期限（法189）

- (1) 令和8年2月9日（月）午後5時
選挙の期日から15日以内（選挙の期日の翌日を第1日として起算し、15日目の午後5時まで）に必ず提出しなければなりません。
- (2) (1)の精算届出後にされた寄附、その他の収入及び支出については、7日以内（支出がなされた日の翌日を1日目とする）にその都度提出しなければなりません。

2 添付書類（法189）

- (1) 収支報告書には、領収書又はその他の支出を証する書面の写し（出納責任者がレシート等から同一費目の合計ごとの領収額を書き写した「領収書（写）」（様式別途配布））を添付しなければなりません。
- (2) 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨、支出の金額、年月日、目的を記載した書面の添付が必要です。

第5 収支報告書の記載要領

1 収入（法179①）

金銭の授受だけではなく、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束も収入に含まれます。

- (1) 「種別」欄には「寄附」、「その他の収入」の区別を記載してください。
 - ・ 寄附（法179②）
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。例えば、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、通常支払わなければならない借上料を支払わずにすむ利益があるので、その借上料に相当するものが寄附となります。
 - ・ その他の収入
自己資金、借入金等を選挙運動費用に充てる場合をいいます。
- (2) 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、「収入の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。

2 支出（法179③）

金銭の支出だけでなく、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束も支出に含まれます。例えば、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りた時は、これを時価に見積もって収入に計上するとともに、同額を支出として計上しなければなりません。

- (1) 「月日」の欄には、実際に支出した日を記載してください。但し、「支出の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。例えば、立候補する前に選挙事務所を借上げ契約した場合、選挙運動用通常葉書の印刷の発注をした場合等は、その契約及び発注の日を記載してください。
- (2) 「区分」の欄には、立候補届出の前日までの支出を「立候補準備」、立候補届出日以後の支出を「選挙運動」のための支出として記載してください。
- (3) 選挙運動に関する全ての支出は、次の10の費目に分けて記載しなければなりません。

3 費目別記載要領

(1) 人件費

- ・ 労務者、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬等を記載します。
- ・ 選挙期日後の残務整理のために使用した労務者、事務員に対する報酬は記載する必要はありません。

(2) 家屋費

- ・ 選挙事務所費
選挙事務所自体のほか、机など備品の借上料、電話の架設費等を記載します。候補者の自宅を選挙事務所に使用した場合は、選挙運動費用に参入する必要はありません。
- ・ 集会会場費
個人演説会場及び演説会場用備品の借上料等を記載します。

(3) 通信費

事務上の連絡のための郵便、電報に要する費用、電話の借上料や通話料等を記載します。

(4) 交通費

- ・ 運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者について交通費（実費弁償額）を記載します（候補者の交通費については、選挙運動費用に参入されませんので記載する必要はありません。）。
- ・ 選挙運動用自動車に使用するために要した自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運

転手の報酬等は選挙運動費用とみなされないため記載する必要はありません。なお、自動車又は船舶に取り付ける看板などの文書図画にかかった経費は、広告費として計上します。

(5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書の印刷費等を記載します。ポスター及びビラの作成は公費負担対象ですが、選挙運動費用に参入する必要があります。

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用、看板の作成費等のほか、新聞広告の費用を記載します。また、自動車又は船舶に取り付ける看板などの文書図画にかかった経費は広告費として計上します。

(7) 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所のために使用した消耗品等を記載します。

(8) 食糧費

- ・ 選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用
- ・ 法令で認められた範囲内で運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対し支給する弁当料、又は弁当の調整費用（食材費等）を記載します。なお、提供できる弁当の数及び費用には制限があります。

〔費用〕 1人あたり1食につき1,000円以内、1日につき3,000円以内

〔数〕 315食（45食×7日間）

(9) 宿泊費

候補者、運動員について生じる休憩及び宿泊に要した費用です。

(10) 雑費

暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料はここに入りますが、このほか雑費として記載するものは、選挙運動の状況により異なります。

例えば、看板の作成の場合、看板屋に請け負わせたときは、広告費に入りますが、材料を購入して労務者に作らせたときは、その賃金は人件費、木材等の材料代は雑費、塗料代は文具費になります。

【様式見本】 ※選挙管理委員会に提出する必要はありません。

支出最高額決定書

公職選挙法第180条第2項の規定に基づき

あなたが令和 年 月 日執行の _____ 選挙 における
_____ 候補者の出納責任者となり選挙運動費用として支出することが
できる金額は次のとおりとします。

令和 年 月 日

出納責任者の選任者

氏名

㊞

支出できる最高額

円

(法定制限額)

円)

私が出納責任者として支出することができる _____ 候補者
の選挙運動費用支出最高額が _____ 円であることを確認しま
す。

令和 年 月 日

出納責任者

氏名

㊞